

糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和7年1月31日(金) 午後1時30分から午後2時25分
会議場所	市民会館 3階 会議室
出席委員	<p>【農業委員(出席15名、欠席4名)】</p> <p>・出席委員：2番片山敏隆委員、3番 大島博委員、4番恩田正平委員、5番近藤栄樹委員、6番松木秀夫委員、7番米原文明委員、8番荻野輝道委員、9番加藤政人委員、10番猪又正巳委員、12番井上二郎委員、13番齋藤登委員、14番稲葉淳一委員、15番斉藤正機委員、17番松澤正善委員、19番樋口佐登子委員</p> <p>・欠席委員：1番渡辺朗委員、11番福田幸生委員、16番川合次夫委員、18番松澤隆一委員</p> <p>【農地利用最適化推進委員(出席要請無、出席1名)】</p> <p>出席委員：8番池原栄一委員</p> <p>(以上、出席16名)</p>
出席職員	農業委員会事務局 井上次長、小島係長(書記)、林主査、伊藤主査
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	3番 委員
	4番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて
No.34～No.36 3件

報告第2号 農地の休耕及び増反届について
No.68～No.93 26件

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
No.97～No.128 32件

日程第3 付議事項

議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
No.3018～No.3020 3件

議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
No.5023 1件

議第3号 農用地利用集積計画案について
No.606～No.740 135件

議第4号 農用地利用集積等促進計画案について
No.11～No.22 12件

議第5号 糸魚川市地域計画（案）に係る意見について
1件

日程第4 その他

- 1 次回農業委員会の日程について
2月28日(金) 9時30分開会 市役所201・202会議室
- 2 その他
令和7年度の農業委員会総会日程予定について

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長 (米原委員)	<p>農業委員会を開催させていただきます。 本日の欠席通告委員は、1 番渡辺朗委員、11 番福田幸生委員、16 番川合次夫委員、18 番松澤隆一委員の4名です。 定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。</p>
議長	<p>日程第1＝議事録署名委員の指名について</p> <p>日程第1 議事録署名委員の指名を行います。 私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶものあり] 異議なしの発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、3 番大島博委員、4 番恩田正平委員を指名いたします。</p>
議長 伊藤主査	<p>日程第2＝報告事項</p> <p><報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて> 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて説明を求めます。 報告いたします。1 頁をご覧ください。 34 番下早川地区、東海地内の2筆 231 m²について、現況は原野です。 35 番青海地区、青海地内の1筆 68 m²について、現況は宅地です。 36 番下早川地区、日光寺地内の2筆 260 m²について、現況は宅地です。</p>
議長	<p>以上で説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。</p>

議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、次の報告に移ります。</p>
議長 林主査	<p><報告第2号 農地の休耕及び増反届について> 報告第2号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。 報告いたします。2頁をご覧ください。 今月は件数が多いため、別添の参考資料をご覧ください。 26件、234筆、89,291.50㎡であり、全てが労力不足のため休耕するものです。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、次の報告に移ります。</p>
議長 林主査	<p><報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について> 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を求めます。 報告いたします。議案の14頁をご覧ください。 今月は件数が多いため、別添の参考資料をご覧ください。 32件、113筆 102,148.30㎡となります。労力不足などそれぞれの理由から解約後に休耕するものが9件、他の方に貸し付けるもの等が23件となります。 以上で、報告を終わります。</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、次の報告に移ります。</p> <p>続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p> <p>日程第3＝付議事項</p>

<p>議長</p> <p>林主査</p>	<p><議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について> 議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。22頁をご覧ください。</p> <p>3018番、糸魚川地区、一の宮4丁目地内の4筆293㎡については、所有権移転売買です。地図No.1をご覧ください。申請地は市道片町線沿いの場所です。譲渡人は遠方に居住しており申請地の管理ができないため、近隣に移住する譲受人に譲り渡したいというものです。</p> <p>3019番、根知地区、上野地内の1筆3,083㎡については、所有権移転売買です。地図No.2をご覧ください。申請地は農道根知9号線沿いの場所です。譲渡人は申請地の管理ができないため、申請地での耕作を希望する譲受人に譲り渡したいというものです。</p> <p>3020番、根知地区、蒲池地内の1筆159㎡については、所有権移転贈与です。地図No.3をご覧ください。申請地は市道稲場線沿いの場所です。譲渡人は県外に居住しており申請地の管理ができないため、近隣に居住する譲受人に譲り渡したいというものです。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p> <p>伊藤主査</p>	<p><議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について> 議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。23頁をご覧ください。</p> <p>5023番、糸魚川地区、南押上1丁目地内の1筆245㎡については、住宅敷地の転用です。地図No.4をご覧ください。申請地は市道押上クワノ町3号線沿いの場所です。譲受人は、申請地を譲り受けて住宅を新築したいというものです。</p>

伊藤主査 議長	<p>以上で説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第3号 農用地利用集積計画案について> 議第3号 農用地利用集積計画案について、135件ございます。 このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当する案件が1 件あります。恩田委員の退室を求めます。 〔恩田委員退室〕 事務局の説明を求めます。</p>
林主査	<p>説明いたします。 31 ページ、644 番は、大平地内の1筆722㎡について更新となります。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 ご質問及びご意見がございませんので、異議なしと認め、本案件は 原案のとおり承認することに決しました。 〔恩田委員入室〕 残りの案件を審議します。 事務局の説明を求めます。</p>
林主査	<p>先ほど説明させていただきましたものも含め、今月は件数が多いた め別紙参考資料をご覧ください。606番から740番までの135件とな ります。 規模拡大54件128筆113,689.94㎡、更新81件275筆232,528.25 ㎡、合計135件403筆346,218.19㎡となります。 以上で説明を終わります。</p>

議長	只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。
片山委員	25 項の 612 番下早川地区谷根の圃場整備地であるが、これは換地計画の内容で契約となっているのか。
林主査	この案件は、従前地の内容で契約して、今後工事や換地完了後に一度解約してから換地後の内容で契約し直すものです。
議長	その他にありませんか。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	<議第 4 号 農用地利用集積等促進計画案について> 議第 4 号 農用地利用集積等促進計画案について 12 件ございます。 このうち、会議規則第 10 条の議事参与の制限に該当する案件が 4 件あります。まずは、恩田委員の退室を求めます。 〔恩田委員退室〕 事務局の説明を求めます。
林主査	説明いたします。 56 ページ、14 番は、下早川、上早川地区、五十原、中野地内の 5 筆 3, 134 m ² について(株)テング沢農園から(株)東山ファームへの耕作者変更となります。
議長	以上で説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。
議長	〔「なし」と呼ぶものあり〕 ご質問及びご意見がございませんので、異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。 〔恩田委員入室〕
議長	次に大島委員の退室を求めます。 〔大島委員退室〕
林主査	事務局の説明を求めます。 説明いたします。

議長	<p>56 ページ、16 番は、上早川地区、中野地内の 2 筆 1,826 m²について(株)テング沢農園から大島さんへの耕作者変更となります。 以上で説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 ご質問及びご意見がございませんので、異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。 [大島委員入室]</p> <p>次に近藤委員の退室を求めます。 [近藤委員退室]</p>
林主査	<p>事務局の説明を求めます。 説明いたします。</p>
議長	<p>56 ページ、17 番は、大和川地区、梶屋敷地内の 6 筆 4,365 m²について(株)テング沢農園から近藤さんへの耕作者変更となります。 以上で説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 ご質問及びご意見がございませんので、異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。 [近藤委員入室]</p> <p>次に加藤委員の退室を求めます。 [加藤委員退室]</p>
林主査	<p>事務局の説明を求めます。 説明いたします。</p>
議長	<p>61 ページ、22 番は、根知地区、東中地内の 3 筆 5,999 m²について佐藤さんから(有)やる米花への耕作者変更となります。 以上で説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>

	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>ご質問及びご意見がございませんので、異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>〔加藤委員入室〕</p> <p>残りの案件を審議します。 事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。議案の55頁をご覧ください。</p> <p>11番、下早川、上早川地区 東海、東海圃場、土塩地内の8筆7,492㎡について、猪股さん、(株)テング沢農園から磯貝さんに耕作者の変更を行うものです。</p> <p>12番、下早川地区 田屋、道明地内の9筆7,224㎡について渡辺さんから小竹さんに耕作者の変更を行うものです。</p> <p>13番、下早川地区 谷根地内の1筆1,919㎡について水島さんから渡辺さんに耕作者の変更を行うものです</p> <p>15番、上早川地区 越地内の5筆2,929㎡について大島さんから藤田さんに耕作者の変更を行うものです</p> <p>18番、西海地区 真木、釜沢地内の88筆48,319.83㎡について、佐々木さんから(有)相澤工務店に耕作者の変更を行うものです。</p> <p>19番、西海地区 真木地内の3筆2,705㎡について佐々木さんから猪又さんに耕作者の変更を行うものです。</p> <p>20番、大野地区 大野地内の2筆345㎡について石田さんから磯貝さんに耕作者の変更を行うものです</p> <p>21番、根知地区 東中地内の3筆5,477㎡について(有)やる米花農業から佐藤さんに耕作者の変更を行うものです</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>林主査</p>	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しまし</p>
<p>議長</p>	

<p>議長</p> <p>小島係長</p>	<p>た。</p> <p><議第5号 糸魚川市地域計画（案）に係る意見について></p> <p>議第5号 糸魚川市地域計画（案）に係る意見について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。</p> <p>国の制度改正に伴い、2年間にわたり準備してまいりました地域計画につきましては、地区毎に行った3回の会議を経て、最終的に11月に地区単位での説明会で地域計画とそれに付随する目標地図をご確認いただいたところでございます。</p> <p>今回は、地域計画の策定をすすめる工程で、JAや農業委員会などの関係機関への意見聴取がありまして、市農林水産課から意見を求められております。お配りした資料の細かい数値は説明を割愛しますが、大まかに全体の説明をさせていただきます。</p> <p>今までは、「人・農地プラン」でありましたが、それが、より具体的に将来を見据えた具体策を落とし込んだものがお手元の「地域計画」になりまして、それに付随する地区ごとの目標地図を作成したわけです。この目標地図は、令和6年4月末現在の内容になっていますので、今後具体化していく第6次の直払いや多面で決まってくる集落協定の内容が7年度に目標地図に反映されます。その目標地図は、農地の貸借のベースになってきますので、毎年見直され、その都度、農業委員会やJAなどの関係機関に意見を求められます。したがって、策定して終わりではなく、今後も更新してまいります。更新は、1年に1回の頻度を予定しております。</p> <p>なお、地域計画は、農振計画とも連動しておりますので、糸魚川、青海、能生地区の市街地を除く、主に中山間地域の農地、いわゆる農業振興地域の農用地（農振農用地）が対象になっています。</p> <p>今後は、2月に公告縦覧を行いまして、3月末にはその手続きを終え、4月から運用となります。</p> <p>つきましては、本案件は、事務局といたしまして、特に疑義なしと考えております。</p> <p>説明は、以上です。</p>
-----------------------	---

議長	只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。
片山委員	<p>第6次の集落協定の内容は、年内が締め切りということで、当局へ提出してあるので、今回の地域計画に間に合うものと思っていたが、いつになったら、それらが反映されるのか。</p> <p>当面は、この内容で進めて、新しい集落協定の内容は、まとめ次第に改めて出すということか。</p>
小島係長	<p>農地の利用権の異動は、日々変わっているのですが、どのタイミングで出す方がいいのか問題だが、集落協定の内容と整合を図る必要があることから、時間がかかることと、その都度変えることも制度上できるが、その度に皆様にご意見を伺うのは煩雑になることから、年1回を目途に変更していくことを想定しております。</p>
片山委員	<p>次期耕作の具合を地区で検討する際に、この目標地図が有効になるので、その時には出せるようにしてほしい。</p>
伊藤主査	<p>その時に使えるようにしたいと考えております。</p>
議長	<p>その他にありませんか。 「なし」と呼ぶものあり 異義なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
	<p>日程第4＝その他</p>
議長	<p>1 次回農業委員会の日程について 事務局の説明を求めます。</p>
小島係長	<p>説明いたします。次回の農業委員会のご案内です。 2月28日(金) 9時30分開会 糸魚川市役所2階会議室です。</p>
議長	<p>2 その他 他にないようですので、以上で閉会といたします。慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>